

規 程 廃 止 理 由 書（被保険者証管理規程）

令和6年12月2日をもって被保険者証が廃止となることに伴い、被保険者証管理規程を廃止することとする。規程廃止日については、被保険者証の廃止に係る経過措置（1年間有効）があるため、令和6年12月2日から令和7年12月1日の間は、資格喪失に伴う被保険者証の回収及び廃棄が必要となり、令和7年12月2日以降被保険者証の回収が不要となることから、令和7年12月2日付とする。

なお、被保険者証管理規程（徴収規定あり）の廃止については、法令に基づき全ての健保組合が規程を廃止するものであることから、今回については、地方厚生（支）局長への届出は不要となる。